



徳島市公告第26号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、徳島農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告します。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づく意見の要旨及び当該意見書の処理の結果を公告します。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年2月7日

徳島市長 遠藤 彰 良



- 1 変更後の徳島農業振興地域整備計画書の縦覧場所
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市経済部農林水産課
- 2 徳島農業振興地域整備計画の案に対する意見の処理結果について
 - (1) 意見の募集期間
令和6年12月20日～令和7年1月18日
 - (2) 意見の要旨及び処理結果
意見なし